

## 原子力規制委員会、地元関係者及び四国電力株式会社の意見交換

1. 日時 平成31年4月13日(土) 10:00~12:00

2. 場所 愛媛県オフサイトセンター

3. 議題

(1) 原子力規制委員会、地元関係者及び四国電力株式会社の意見交換

4. 配布資料

(1) 出席者一覧

(2) 座席表

(3) 委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について(平成29年11月15日原子力規制委員会資料)

## 出席者一覧

### < 原子力規制委員会 >

ふけた 更田	とよし 豊志	原子力規制委員会	委員長
ばん 伴	のぶひこ 信彦	原子力規制委員会	委員

### < 地元関係者 >

なかむら 中村	ときひろ 時広	愛媛県知事
ふくい 福井	ことき 琴樹	愛媛県防災安全統括部長
たかかど 高門	きよひこ 清彦	伊方町長
やまもと 山本	よしあき 吉昭	伊方町議会議長
おおしろ 大城	いちろう 一郎	八幡浜市長
しんぐう 新宮	やすちか 康史	八幡浜市議会議長
にのみや 二宮	たかひさ 隆久	大洲市長
おしだ 押田	けんいち 憲一	大洲市議会議長
かんげ 管家	かずお 一夫	西予市長
さかい 酒井	うのきち 宇之吉	西予市議会議長
おかはら 岡原	ふみあき 文彰	宇和島市長
せいけ 清家	やすお 康生	宇和島市議会議長
やまさき 山先	もりしげ 森繁	伊予市副市長
きたはし 北橋	とよさく 豊作	伊予市議会副議長
いなもと 稲本	たかとし 隆壽	内子町長
やまもと 山本	とおる 徹	内子町議会議長
むらた 村田	ともひろ 友宏	山口県総務部理事
たてばたけ 立畠	やすし 安	上関町総務課長

### < 四国電力株式会社 >

さえき 佐伯	はやと 勇人	取締役社長
たまがわ 玉川	こういち 宏一	取締役副社長 原子力本部長
かわにし 川西	のりゆき 徳幸	常務執行役員 原子力本部副本部長 伊方発電所長
くろかわ 黒川	けいいち 肇一	執行役員 原子力本部 原子力部長

< 事務局 >

かわむら れお  
河村 玲央

原子力規制庁 総務課 企画官

せき まさゆき  
関 雅之

原子力規制庁 総務課 広報室長

にしざき たかのり  
西崎 崇徳

原子力規制庁 原子力規制企画課 企画官

つるぞの かずお  
鶴園 和男

原子力規制庁 伊方原子力規制事務所長

いしぐち こうじ  
石口 孝治

原子力規制庁 伊方原子力規制事務所 上席放射線防災専門官

なかの ひろゆき  
中野 弘幸

原子力規制庁 伊方原子力規制事務所 上席放射線防災専門官

# 座席表

取材スペース

黒川 原子力本部  
原子力部長

川西 原子力本部 副本部長  
伊方発電所長

玉川 取締役副社長  
原子力本部長

佐伯 取締役社長

立畠 上関町総務課長

村田 山口県総務部理事

中野 上席放射線  
防災専門官

石口 上席放射線  
防災専門官

関 室長

西崎 企画官

河村 企画官

鶴園 所長

伴 委員

更田 委員長

稲本 内子町長	山先 伊予市副市長	岡原 宇和島市長	管家 西予市長	二宮 大洲市長	大城 八幡浜市長	高門 伊方町長	中村 愛媛県知事
山本 内子町議会議長	北橋 伊予市議会副議長	清家 宇和島市議会議長	酒井 西予市議会議長	押田 大洲市議会議長	新宮 八幡浜市議会議長	山本 伊方町議会議長	福井 愛媛県 防災安全統括部長

## 委員による現場視察及び地元関係者との意見交換について

平成29年11月15日  
原子力規制委員会

平成29年11月1日の第47回原子力規制委員会における議論(原子力規制委員会5年間の振り返りについて)を踏まえ、今後、以下の要領により、委員による原子力施設の視察及び地元関係者との意見交換を行うこととする。

### 1. 基本方針

今後の継続的な取り組みとして、委員は手分けして国内の原子力施設を訪問し、現場の状況を把握する。併せて、現地のオフサイトセンターにおいて、当該原子力施設に関する規制上の諸問題について、被規制者に加えて希望のある地元関係者を交えた意見交換を行う。

### 2. 対象施設

新規規制基準適合性に関する許可を受けた原子力発電施設を中心とする。

### 3. 意見交換の形式

現地のオフサイトセンターにおいて、「施設の状況等に関する委員と被規制者との議論」及び「地元関係者を交えての意見交換」を行う。

地元関係者としては、UPZ圏内の道府県及び市町村を代表する者及びその者が選んだ追加1名までの参加を募ることとする。

### 4. 公開方針

オフサイトセンターにおける意見交換については、資料、議事録、動画を会議終了後に公開する。また、報道機関による傍聴を可能とする。

### 5. 他の活動との関係

本取り組みの導入に合わせ、別途東京で月1回の頻度で実施している経営責任者との意見交換の頻度を見直すとともに、被規制者の経営責任者が現地意見交換等に参加する場合、東京での意見交換を省略するものとする。